

習志野市教育委員会会議録

(令和6年第7回定例会)

1 期 日	令和6年7月24日(水)		
	市庁舎3階大会議室		
	開会時刻	午後1時30分	
	閉会時刻	午後2時20分	
2 出席委員	教 育 長	小 熊 隆	
	委 員	古 本 敬 明	
	委 員	赤 澤 智 津 子	
	委 員	高 橋 浩 之	
	委 員	馬 場 祐 美	
3 出席職員	学校教育部長	島 本 博 幸	
	生涯学習部長	府 馬 一 雄	
	学校教育部参事	佐々木 博 文	
	学校教育部次長	野 村 健 一	
	生涯学習部次長	芹 澤 佐 知 子	
	学校教育部副参事	相 澤 慶 一	
	学校教育部・生涯学習部副技監	塩 川 潔	
	教育総務課長	早 川 誠 貴	
	学務課長	寺 嶋 耕 一	
	保健体育安全課長	荻 原 洋	
	指導課長	利根川 賢	
	総合教育センター所長	江 住 敏 也	
	社会教育課長	越 川 智 子	
	生涯スポーツ課長	忍 貴 弘	
	中央公民館長	伊 東 尚 志	
	中央図書館長	岡 野 重 吾	
	学校教育部主幹	西 郡 隆 司	
	学校教育部主幹	伊 坂 尚 子	
	学校教育部主幹	藤 代 薫	
	学校教育部主幹(習志野高等学校事務長)	小久保 範 彰	
	学校教育部主幹	水 嶋 りえ子	
	学校教育部主幹	奥 山 昭 子	
	学校教育部主幹	志 摩 豊	
	学校教育部主幹	松 田 裕 美	
	生涯学習部主幹	小 平 扶美子	
	保健体育安全課主任指導主事	黒 田 みのり	

4 議題

第1 前回会議録の承認

第2 報告事項

- (1) 令和6年習志野市議会第2回定例会一般質問等について
- (2) 令和5年度教育費予算の繰越しについて

第3 議決事項

- 議案第21号 令和6年度教育費予算案(9月補正)について
- 議案第22号 習志野市通学区域審議会委員の委嘱について
- 議案第23号 令和7年度使用教科用図書の採択について(習志野市立習志野高等学校の図書)

第4 協議事項

- 協議第1号 令和6年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について
- 協議第2号 次回教育委員会定例会の期日について

第5 その他

5 会議内容

小熊教育長

令和6年習志野市教育委員会第7回定例会の開会を宣言

小熊教育長

本会議の審議を傍聴したい旨の申し出が2名からあり、傍聴券を交付した旨を報告した。

また、習志野市教育委員会傍聴人規則に定めのある定員10名を超える今後の傍聴の申し出について、受け入れが可能な範囲で受け入れることについて報告した。

小熊教育長

会議規則第13条の規定により、議案第21号及び議案第22号を非公開とし、議案第21号の非公開部分の会議録については、議案が市長から市議会へ提出された後に公開することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

小熊教育長

令和6年第6回定例会の会議録について承認を求め、承認された。

報告事項(1) 令和6年習志野市議会第2回定例会一般質問等について (教育総務課)

小熊教育長が質疑なしと認め、報告事項(1)は終了した。

報告事項(2) 令和5年度教育費予算の繰越しについて (教育総務課)

小熊教育長が質疑なしと認め、報告事項(2)は終了した。

議案第23号 令和7年度使用教科用図書の採択について(習志野市立習志野高等学校の図書)
(学務課)

小熊教育長

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第6項の規定により、高橋委員の退席を求めた。

＜ 高橋委員 退席 ＞

寺嶋学務課長

議案第23号「令和7年度使用教科用図書の採択について(習志野市立習志野高等学校の図書)」について、説明する。本議案は、習志野市立高等学校管理規則第15条の規定により選定された教科用図書について、習志野市教育委員会行政組織規則第3条第16号の規定に基づき提案するものである。選定に至るまでの経緯については、学習の連続性、生徒の実態や各教科書の内容等を十分考慮し、学校内の各教科部会や各教科主任等による会議での検討後、校長による公正かつ公平な選定が行われた。

スライド番号2を御覧いただきたい。学習指導要領改訂に伴う教科書改訂のスケジュールである。高等学校においては、令和4年度より新教育課程が年次進行で実施され、令和4年度からは、高校1年生、令和5年度からは高校2年生、令和6年度からは、高校3年生と学年進行で新学習指導要領への切り替えが行われ、令和6年度をもって切り替えが終了した。今年度の3年生が初めて新学習指導要領に対応した教科書で、3年間学んだこととなり、新学習指導要領に対応し出題される大学入試を受験することになる。

スライド番号3を御覧いただきたい。習志野市立習志野高等学校における令和7年度使用選定教科書についての説明である。今年度の教科書採択は、1年生から3年生までの全てが新学習指導要領へ対応したものとなっている。令和7年度使用高等学校用教科書選定理由書の1ページから5ページに、教科ごとに選定した教科書を掲載しているため、併せて御覧いただきたい。黄色の網掛けは、令和7年度から変更する教科書となっている。白枠は昨年度と変わらずに使用する教科書を記載している。また、右側の欄にそれぞれの教科書の選定理由を記載している。

スライド番号4と併せて、令和7年度使用高等学校用教科書選定理由書の6ページを御覧いただきたい。変更する教科書についてである。普通科では外国語の論理・表現Ⅰの1冊が変更である。商業科では、「簿記」、「原価計算」、「財務会計Ⅱ」、「ネットワーク管理」の4冊の教科書が変更となる。

スライド番号5と併せて、令和7年度使用高等学校用教科書選定理由書の4ページを御覧いただきたい。変更する教科書についての説明である。普通科では、外国語の論理・表現Ⅰの教科書のみの変更である。教科書の特徴は、新出の文法事項の解説から演習、その内容を含んだ活動まで系統立てて構成されていること、また各活動について、どのようにまとめるのがよいかということについて、わかりやすく提示しているため選定した。

スライド番号6と併せて、令和7年度使用高等学校用教科書選定理由書の5ページを御覧いただきたい。商業科では、「簿記」、「原価計算」、「財務会計Ⅱ」、「ネットワーク管理」の4冊が変更となっている。「簿記」、「原価計算」、「財務会計Ⅱ」の3冊は、文章が簡潔で図解が多く、思考プロセスが丁寧に記載されているため、視覚的に理解がしやすい工夫がされている。さらにミニテストが掲載されており、学習内容の定着を図ることができると考え選定している。

スライド番号7と併せて、続けて令和7年度使用高等学校用教科書選定理由書の5ページ目を御覧いただきたい。商業科のネットワーク管理で使用する教科書についてである。イラストが豊富に掲載され、理解しやすい工夫がされていることから、視覚的効果が期待できる点を理由に選定している、と概要を説明

小熊教育長

誰が主体となってどのように選定したのか説明していただきたい、と質問

寺嶋学務課長

まず各教科部会で、今年度までの学習指導要領に基づいた教科書を、授業の中でもう一度確認し、他の教科書の見本と比べながら、選定した。その結果を、校内の職員会議等で精査をし、校長の許可のもとに選定した、と回答

小熊教育長

習志野高等学校の教科用図書について、閲覧の時間を設けることとする、と発言

各委員が、各教科書を閲覧

小熊教育長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第23号は全員賛成で原案どおり可決された。

小熊教育長

議案第23号の審議が終了したため、高橋委員の除斥を解除した。

＜ 高橋委員 入室 ＞

協議第1号 令和6年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について

(教育総務課)

伊坂学校教育部主幹

協議第1号「令和6年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について」、説明する。

スライド番号1を御覧いただきたい。初めに、点検評価の法的根拠についてだが、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条に、教育委員会は、毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに公表することと規定されている。また、同法第25条第2項の定めにより、本案件は、教育長に委任することができない事務となっていることから、毎年教育委員会会議にて御協議いただき、最終的には議決をいただいているものである。

スライド番号2を御覧いただきたい。点検・評価の対象についてである。本市教育の長期計画である、「習志野市教育振興基本計画」の年次計画にあたる、「習志野市教育行政方針」に基づく取り組みが対象となる。現行の「習志野市教育振興基本計画」は、令和2年度から実施していることから、今回の点検・評価の対象となる令和5年度は、計画実施3年目の取り組みということになる。この「令和5年度教育行政方針」を基に、担当課等が事業を実施し、その結果について、教育に関する事務の管理及び執行状況について、点検及び評価を実施している。さらに、今回行っている点検・評価の結果を次年度の予算編成に生かすことで、PDCAサイクルを回すこととなっている。

スライド番号3を御覧いただきたい。点検・評価の方法についてである。点検・評価は、令和5年度の教育行政方針で掲げている45施策について、成果指標に照らして実施する。成果指標は、「習志野市教育振興計画」に示した指標、基準値は、計画作成当時に設定したもの、目標値は、

計画期間が終了する令和7年度に目指すべき数字である。実績値は、令和5年度の数値を表記している。また、今回は施策によって新たな成果指標を設定して、点検・評価を実施した。これは、6年間を期間とする教育振興計画が折り返しを迎え、すでに目標達成しているもの、また、目標値が事業を点検・評価するものとして、見直しが必要な施策について設定している。なお、新たな成果指標が付け加えなのか、または置き換えなのかがわかりにくいという御指摘をいただいたが、次の教育委員会会議までに明確にしてお示したいと思う。

スライド番号4を御覧いただきたい。各施策には、それぞれ小施策がある。点検・評価は、それぞれの小施策について、達成状況を3段階で評価し、それらを総合して、施策の評価の根拠となるように示してある。この小施策の3段階の評価基準は、「◎」を3点、「○」を2点、「△」を1点と換算し、その合計点をもとに成果指標の達成状況と、教育行政方針に基づく取り組みの成果及び課題の状況を含めて、AからDの4段階で評価している。

スライド番号5を御覧いただきたい。点検・評価の基準についてである。AからDの4段階の評価としている。例えば、小施策が3項目であれば、8点以上がA、5から7点がB、それ以下がC、Dというように評価指標を定め、かつスライドにあるように、評価基準を設けて評価をしている。今回の点検・評価では、45施策中、Aが15施策、Bが29施策、そして8月に確定するものが1施策であった。なお、CとDの評価はなかった。

スライド番号6を御覧いただきたい。点検・評価したものについては、法令で定められているが、その客観性を確保するために、教育に関する学識経験を有する方の知見を活用している。今年度も2名の学識経験者の方に依頼した。高橋セイ子氏は長年にわたり、習志野の教育に御尽力いただき、在職期間中には教育行政、小学校校長を歴任された方である。槇英子氏は、社会教育及び幼児教育への造詣が深く、現在は淑徳大学総合福祉学部教育福祉学科の教授を務められている。

スライド番号7を御覧いただきたい。学識経験者の2名の方からいただいた御意見は、大きく3点挙げられる。点検・評価報告書の68ページから記載があるため、併せて御覧いただきたい。今回は64項目について、御意見をいただいた。1点目は、今年度新たに設定した成果指標についての御意見である。いただいた御意見を点検・検討し、可能なものは今回の点検・評価報告書に追記、修正した。また、9点の御指摘があり、そのうちの7点については新たに成果指標を設けている。2点目は、令和5年度の取り組み内容に対する御意見である。分かりにくさや加筆等の必要性について、5点の御指摘があり、その全てを今回の点検・評価報告書に反映した。この1、2点目の御意見については、赤字で示している。3点目は、今後の取り組みに対する御示唆や御意見である。こちらについては、これからの施策の実施にあたって参考にさせていただいたり、次年度の行政方針へ反映させていきたいと考えている。この点検・評価は毎年行うものであり、現行の教育振興基本計画の進捗状況の形成的評価という側面がある。しかしながら、今回の学識経験者からの御指摘の中でも、特に成果指標についての御意見は、現行の教育振興基本計画の終盤に向けた取り組みについて、我々の評価に対する視座を高めて、次期教育振興基本計画策定に向けて、それぞれの施策を継続するかどうかを見極めるための総括的な評価とすべきであるという御指摘であったと受けとめている。

スライド番号8を御覧いただきたい。点検・評価概要版で紹介した取り組みについて説明する。点検・評価概要版は、45の施策の中で、令和5年度の特徴的な施策の中から、8施策を選んでまとめているものである。まず、幼稚園、こども園の職員への特別支援教育関連研修の実施についてである。幼稚園、こども園には特別支援学級はないが、学級内には特別な支援を必要とする子や集団生活で困り感を感じている子がいる。こども保育課では、講師を招いた幼保合同特別研修や、支援員研修を実施し、職員や支援員の、特別な支援を要する子どもに対する、教育・保育の向上を目指した。学識経験者からは、職員に加え、支援員の研修実施についても、成果指標に加えたこと、また、積極的に特別支援教育の研修を実施していることに対して、評価をいただいた。

スライド番号9を御覧いただきたい。弁護士によるいじめ防止研修についてである。指導課では、未然防止に向けて、弁護士による教職員への研修、児童生徒への出張授業を取り入れた。教職員向けには、中学校区ごとに職員が参集して、法に基づくいじめの適切な対応についての研修を、児童生徒向けには、弁護士の先生に各学校に出張していただき、いじめがなぜいけないのか、いじめを見た場合はどうすればよいか、という点について、法に基づいた授業を実践していただいた。学識経験者からは、この弁護士による司法の面からのいじめ未然防止に加え、ソーシャルスキルの学習機会についても検討するよう御示唆をいただいた。

スライド番号10を御覧いただきたい。学校電子図書館の活用を中心としたタブレット端末の活用についてである。昨年7月から、市内の小中学生が使える学校電子図書館「ナラシド」ライブラリーを導入した。これは、自身のタブレット端末を使えば、すぐにアクセスすることができ、児童生徒は紙の本に加えて、電子図書を読むことができるようになった。この学校電子図書館は、日常の読書に加えて、授業でも活用されている。同じ書籍を同時に複数人で読むことができるため、学級で一斉に同じ書籍を読みながら授業をすることが可能である。また、各自が調べ学習などで図鑑や資料を検索して、すぐに調べることができる。紙で本を読むことの重要性は変わらないが、これからはデジタルで長い文章を読む力も必須となることから、今後も学校電子図書館の積極的な活用が求められる。学識経験者からも、授業での効果的な活用方法を工夫するようという御意見をいただいている。

スライド番号11を御覧いただきたい。防災教育についてである。今年は大きな地震で1年が始まったが、自然災害大国の日本においては、自分の命を守るための防災教育は重要である。昨年度は、藤崎小学校で県の指定を受け、防災教育の公開研究会を実施した。また、第二中学校では、東日本大震災が起こった3月11日に、1日かけて防災体験を行った。どちらも様々な体験活動をとおして、児童生徒の防災意識を高めることを目的とした。今年度は、保健体育安全課において、危機管理課と連携し、様々な防災教育のプログラムを用意したり、マニュアルを配付したりして、防災教育の充実を図っている。学識経験者からも、危機管理課と連携した実施計画プランの作成を御提案いただいております、今年度進行しつつある。

スライド番号12を御覧いただきたい。文化財の修繕工事についてである。令和5年度から、旧大沢家住宅の茅葺屋根の葺き替えを行っている。前回、平成15年から平成16年にかけて葺き替えを行ったが、経年劣化により再度の修繕工事が必要となったためである。工事を2期に分割し、令和5年度は北東面、北西面の葺き替えを行った。旧大沢家住宅や旧鴛田家住宅は、貴重な体験学習の場となっている。学識経験者からも、催し物の開催と周知の他、様々な工夫を重ねて利用できるようにという御意見をいただいている。

スライド番号13を御覧いただきたい。総合教育センターにある適応指導教室「フレンドあいあい」が市内の公民館に出張して行った「あいあい広場」についてである。令和5年度から始めた取り組みで、総合教育センターまで通うことができない児童生徒を対象にして、年5回実施した。この「あいあい広場」は、児童生徒のみならず、保護者への支援も目的の1つとしており、保護者同士の交流会や心理士や相談員による保護者の個別相談の場も設定した。保護者の感想からは、物理的な距離の近さが心理的な距離の近さにも繋がった様子が伺え、とても好評であったことから、今年度も継続的に取り組んでいる。学識経験者からも、この出張型の「フレンドあいあい」の開催について評価をいただいた。

スライド番号14を御覧いただきたい。学校運営協議会、地域学校協働本部についてである。令和5年度に市立全小・中・高等学校に学校運営協議会を設置し、全小中学校に、地域学校協働本部を置いたことは、学校運営において大きな意味を持つと捉えている。ガイドラインを設け、手探りではあるが、様々な取り組みを行ってきた。せっかく立ち上げたこの組織を、今後どのように充実させていくかが大きな課題である。学識経験者からも、設置したことについて高く評価をいただいているとともに、今後のあり方の重要性について御指摘をいただいた。

スライド番号15を御覧いただきたい。向山こども園の開園についてである。「習志野市こども園整備と既存市立幼稚園・保育所の再編計画 第3期計画」に基づき、令和6年4月1日に向山幼稚園を再編し、向山こども園を開園した。この園は、保育所機能、そして在宅の子育て家庭も利用できる、こどもセンター機能を追加し、利用者の利便性や子ども達の過ごしやすい環境を考慮したものとなっている。今後も、地域の就学前の子どもとその保護者の子育て支援、地域の子育ち・子育ての拠点となる施設となるような運営を目指し、令和7年度には、(仮称)藤崎こども園の開園を予定している。学識経験者からは、少子化時代の幼児教育を牽引する存在として、優れた幼児教育を市民に還元するよう御意見をいただいている、と概要を説明

小熊教育長

それぞれの項目のAからDの評価と達成状況並びに目標の設定について、誰がどのような形で行っているのか説明していただきたい、と質問

伊坂学校教育部主幹

項目のAからDについては、教育総務課で設定しており、教育委員会統一で4段階評価としている。目標の設定については、各施策の担当課において設定していただいている、と回答

小熊教育長

評価は誰がしているのか、と質問

伊坂学校教育部主幹

各担当課において、昨年度末にAからDの評価をしていただいている、と回答

小熊教育長

自分で目標を設定し、自分で評価をしていくということを確認した。この場合、目標の設定が重要になるが、学識経験者からはどのような御意見があったのか、と質問

伊坂学校教育部主幹

スライド番号7の①に記載があるが、成果指標の設定に関する御意見として、学識経験者から9点の御指摘があった。この御指摘を受けて、7つの施策については、担当課において新たに指標を設けたり改正を行った、と回答

小熊教育長

目標の設定をどのようにするかということがこの評価の重要なポイントであると捉えているので、事務局としてしっかりとした目標の設定をしていかなければならない、と発言

高橋委員

スライド番号15のこども園について確認したい。習志野市は、もともと市立の幼稚園があり、幼児教育を非常に重視していることが特徴的だと思うが、日本全体の流れとして、こども園の設置という形が増えている。こども園について、今までの伝統を生かした習志野市ならではの特徴があれば、ぜひ教えていただきたい、と質問

松田学校教育部主幹

長時間児であっても短時間児であっても、特に、9時から14時までの教育時間の充実は大切であるため、子ども達の育ちをみんなで見て、どのような経験を積み重ね、それを就学につなげて

いくのかということをは話し合っているところである。習志野市として、保育所、幼稚園、こども園共通の「習志野市就学前保育一元カリキュラム」を作成している。その中で、今までの幼稚園教育の伝統を引き継いで、こども園でも子ども達の教育に活かしていけるように努めているところである、と回答

高橋委員

習志野市の幼児教育は財産である。ぜひ、他市に誇れるようにこども園の積極的な運営をしていただきたい、と要望

馬場委員

教育長からもあったように、目標の設定が大事であると思う。目標に向かっていく取り組みの内容が大事であり、その重要性の認識は改めてお願いしたいと思う。

私が伺いたいことは、弁護士によるいじめ防止出張授業についてである。令和5年度は小学校2校、中学校1校で実施し、令和7年度までに全ての小中学校で実施予定ということだが、今年度はどの程度実施されるのか、と質問

利根川指導課長

今年度は1学期に、小学校7校、中学校3校ですでに実施している。令和7年度については、小学校7校、中学校3校での実施を予定しており、全ての学校でいじめ防止出張授業の実施が完了する、と回答

馬場委員

子ども達向けのいじめ防止出張授業は、令和7年度以降も継続する予定はあるのか、と質問

利根川指導課長

令和7年度以降については、予算との兼ね合いもあることから、検討していきたい、と回答

馬場委員

このような出張授業は1回だけでは不十分である。例えば、小学校5、6年生で授業を受けた子ども達が、中学校3年生になったときに、もう1回受けることができるサイクルがあるとより良いと思う。専門的な方からの授業というのは子ども達にも、内容が届くと思うので、令和7年度以降に関しても、開催をするよう検討していただきたい。また、この件に関して、学識経験者からの御意見の中で、ソーシャルスキルの学習機会とあるが、現段階での構想はあるのか、と質問

利根川指導課長

本市のいじめ防止の中で、いじめの傍観者にならないための教育を行っている。具体的には、いじめを受けている友達を見たときに、傍観するのではなく、その友達の相談者になることや、それを支援するなど、実際の場面に即した授業を行っている。この中でソーシャルスキルを養っていくことを考えている、と回答

馬場委員

他の手立ても考えられると思うので、その時には報告をいただきたい、と要望

小熊教育長

「フレンドあいあい」の公民館での開催について、その本来の目的を補足して説明していただき

たい、と質問

江住総合教育センター所長

「フレンドあいあい」の出張支援事業である「あいあい広場」については、総合教育センターが東習志野にあることで、なかなか相談に来ることができない、中部、西部地区にお住まいの方のニーズを捉えるということを目的としている、と回答

小熊教育長

他の目的はないのか、と質問

江住総合教育センター所長

保護者及び児童生徒のニーズを把握していくことで、今後どのような支援ができるかということ、を、把握する目的がある、と回答

小熊教育長

本来の目的については、教育委員会で認識をしていかなければならないと思うが、この点についてはいかがか、と質問

江住総合教育センター所長

ニーズの掘り下げに加えて、保護者同士の交流、保護者の個別相談、児童生徒同士の交流活動の場とすることを目的としている、と回答

小熊教育長

教育委員会としては、市内の様々な地域の不登校問題を解決するため、「フレンドあいあい」に近い拠点を、複数作らなければならないということからスタートしていると捉えている。そのため、学びの多様化学校についても、そのような観点で、どのように設置していくのかということも含めて、考えていかなければならない。これは課題なので、改めて私から申し上げたい。また、「フレンドあいあい」の出張開催は非常に重要なことであるが、それ以上の目標に取り組んでいかなければならないということを、この場で確認をしておきたい、と発言

小熊教育長が他に質疑なしと認め、協議第1号は終了した。

＜議案第21号及び議案第22号については非公開。
ただし、議案第21号については令和6年8月28日をもって
市長から議会へ提案されたため、会議録を公開とする。＞

議案第21号 令和6年度教育費予算案(9月補正)について

(教育総務課)

早川教育総務課長

議案第21号「令和6年度教育費予算案(9月補正)について」、説明する。

資料1ページ目を御覧いただきたい。鷺沼小学校建設事業については、区画整理区域内にできるため、用地取得が必要となる。その財源として、国の予算による補助金を活用したいと考えているがこの補助金を活用するにあたり、小学校の建設をはじめとした鷺沼地区における整備方針

を示した、「都市再生整備計画」の策定が必要である。この計画の策定にあたっては、専門知識や経験等を有する事業者に委託する必要があることから、今回、その事業者への委託料について令和6年度教育費9月補正予算案として、市長に申し入れるものである。また、計画策定の完了は令和7年度を予定していることから、併せて繰越明許費の設定をするものである、と概要を説明

小熊教育長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第21号は全員賛成で原案どおり可決された。

議案第22号 習志野市通学区域審議会委員の委嘱について

(教育総務課)

伊坂学校教育部主幹

議案第22号「習志野市通学区域審議会委員の委嘱について」、概要を説明

採決の結果、議案第22号は原案どおり可決された。

小熊教育長

令和6年習志野市教育委員会第7回定例会の閉会を宣言